

コンプライアンス推進の取り組み状況について

1. 島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況

■ 再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取り組み状況は次のとおり。
なお、全体の実施状況は別紙（P 3）のとおり。

○不適合管理プロセスの改善

平成27年2月～平成27年4月の不適合判定検討会において、428件の不具合情報を審議し、このうち81件を不適合とした。

今回、Aグレードは発生しておらず、Bグレードが1件発生している。

○原子力部門の業務運営の仕組み強化

原子力部門戦略会議を定例的に開催し、再発防止対策の進捗状況およびその運用状況について、有効性評価や今後の取組みの方向性を審議するとともに、「東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見から得られた30の対策（注）」の実施状況等について確認した。また、島根原子力発電所1号機の廃止に伴い、今後の運用に係る基本事項等について情報共有を図った。

（注）平成24年3月に原子力安全・保安院（現：原子力規制委員会）が各電力会社に対応を指示した安全性向上対策であり、その後、対策内容は新規制基準に取り込まれたものの、当社が本対策に基づき対応していくことには変わりがないため、実施状況等について定期的に確認している。

<参考：東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見から得られた30の対策>

【外部電源対策】 1 外部電源系統の信頼性向上 2 変電所設備の耐震性向上 3 開閉所設備の耐震性向上 4 外部電源設備の迅速な復旧	【格納容器破損・水素爆発対策】 18 格納容器の除熱機能の多様化 19 格納容器トップヘッドフランジの過温破損防止対策 20 低圧代替注水への確実な移行 21 ベントの確実性・操作性の向上 22 ベントによる外部環境への影響の低減 23 ベント配管の独立性確保 24 水素爆発の防止（濃度管理及び適切な放出）
【所内電気設備対策】 5 所内電気設備の位置的な分散 6 浸水対策の強化 7 非常用交流電源の多重性と多様性の強化 8 非常用直流電源の強化 9 個別専用電源の設置 10 外部からの給電の容易化 11 電気設備関係予備品の備蓄	【管理・計装設備対策】 25 事故時の指揮所の確保・整備 26 事故時の通信機能確保 27 事故時における計装設備の信頼性確保 28 プラント状態の監視機能の強化 29 事故時モニタリング機能の強化 30 非常事態への対応体制の構築・訓練の実施
【冷却・注水設備対策】 12 事故時の判断能力の向上 13 冷却設備の耐浸水性確保・位置的分散 14 事故後の最終ヒートシンクの強化 15 隔離弁・SRVの動作確実性の向上 16 代替注水機能の強化 17 使用済燃料プールの冷却・給水機能の信頼性向上	

○原子力安全文化醸成活動の推進

・職場の話し合い研修

島根原子力本部・発電所・建設所において、話し合い研修を4～5月にかけて実施した。

- 副長単位のグループで、他の企業・組織における事故・トラブル事例を参考に、自分たちの職場で同様なことが起こらないようにどのようにすべきかについて話し合いを実施。
- 課長等の管理職は、原子力安全文化アンケートで「中国電力で働くほこり」が平成21年度レベルまで回復していない結果を受けて、自らの職場の実態等について話し合いを実施。

・平成26年度行動基準の振り返りおよび平成27年度行動基準の策定

- 点検不備問題の教訓を風化させないため、管理者が発生事象や原因等を所員へ説明し、社会からどのように受け止められたか等の振り返りを実施。
- 今年の行動基準を振り返るとともに、新たなグループの行動基準を策定。

・役員と発電所員との意見交換会

役員が、平成24年度入社の新入社員を対象に「仕事に携わって困ったことや仕事をうまく進めるために行っている工夫」「自分が成長を感じた瞬間」といったテーマを中心に、意見交換会を3月～4月にかけて（計2回）実施した。

・原子力安全文化の日（6月3日）の取り組み

地域社会の視点に立った安全文化の大切さや経営における原子力の重要性を全社で共有することを目的に、「原子力安全文化の日」行事を実施した。

- 島根原子力発電所において、社長、関係役員、グループ・協力会社、発電所に勤務する全社員が参加して、社長訓話、グループ行動基準の発表、「誓いの言葉」の唱和、「誓いの鐘」の鐘鳴等を実施。
- 全社に対しては、社長メッセージを発信するとともに、各職場において、点検不備問題の概要や再発防止対策の取組状況について、情報共有・意識共有を図った。

○その他（原子力強化プロジェクトの設置期間の延長）

原子力安全文化醸成施策の検討等を行う社長直属の組織「原子力強化プロジェクト」については、平成27年6月を終了目途と報告しているが、点検不備に関する自治体からの申し入れ対応が継続中のため、平成28年6月までの1年間を目途に延長する予定。

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取り組み状況

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正 (H22年6月末完了)

業務手順の改善・明確化, 手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策 (H22年7月末完了)

点検計画の作成・変更, 工事仕様書の作成手順の見直し等, 点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取り組み

点検計画表の継続的見直し

点検計画表における点検方法, 点検頻度等について, 機器の安全重要度, 劣化要因を考慮して, より妥当性の高い内容に継続的に見直し

◇点検計画表における点検方法, 点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成し, 活動中。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(EAM)」の活用

・現在開発中のEAMにより, 紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理
・「原子力強化プロジェクト」は, 発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討, 実施

◇2号機の点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, 第17回定期検査(H24/1開始)に向けて, H23/12に本運用を開始。

◇1号機についても, 点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, H24/10より運用開始。

点検時期を超過していた機器の健全性評価

◇2号機162機器の全てについて健全性の確認を終了(H22.7.27)

◇1号機349機器の全てについて健全性の確認を終了(H23.1.6)

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切, 確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

■不適合管理が適切に行われ, 不適合の判断が限られた箇所決定されること等がないよう, 不適合管理プロセスを改善する。

- 不適合管理を専任で行う担当を設置 (H22.6.29)
 <活動状況> ・発電所員に対し, 不適合管理の必要性や基準についての教育を実施 (H22.7.29~8.2) ・品質保証講演会 (H22.9.16), 不適合判定検討会委員への専門教育 (H22.10.14)
- すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始 (H22.8.1)
 <活動状況> 不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページ上で公開 (H22.9.7開始)

原子力部門の業務運営の仕組み強化 (保守管理体制・品質保証体制の再構築)

■規制要求の変化に速やかに対応し, 適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

- 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置 (H22.7.27)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.7.27) ~ 第81回開催 (H27.4.24)
- 本社, 発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置 (H22.7.30)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.8.13) ~ 第54回開催 (H27.2.19)
- 発電所の統括機能を強化し, 責任体制を明確化するため, 品質保証部・保守部を設置 (H22.9.7), 技術部・発電部を設置 (H23.3.1)。

原子力安全文化醸成活動の推進

■経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社 (関係会社・協力会社を含む) で醸成する活動を推進する。

- 社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置 (H22.6.29)
 ・職場話し合い研修: H22年度3回実施。H23年度2回実施。H24年度2回実施。H25年度2回実施。H26年度1回実施。H27年度第1回(4月~5月)を実施。副長単位のグループと個人の行動基準も策定。(個人の行動基準の策定は任意)
- ・役員と発電所・建設所員との意見交換会^(※)
 (※) 交換会で提案された意見は, 組織として対応を検討し, 検討結果を提案者へフィードバック
 H22年度8回実施。H23年度6回実施。H24年度6回実施。H25年度7回実施。H26年度6回実施。H27年度は4.7に実施。
- ・原子力安全文化醸成研修会: H22年度3回開催。H23年度2回開催。H24年度2回開催。H25年度2回開催。H26年度1回開催。
- ・福島支援派遣者座談会を実施し, 社内報に掲載 (H23年度)。
- ・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内SNSを活用 (H22.12~H26.12)。
- 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置: H22年度4回開催。H23年度2回開催。H24年度2回開催。H25年度2回開催。H26年度2回開催。
- 地元の方々との対話活動の充実
 鹿島町・島根町・橋北地区全戸訪問 (H22年度), 技術系社員による見学会対応 (H22.7~継続中), 地元定例訪問への参加 (H22.7~継続中), 地元行事への積極参加 (H22.9~継続中), 地元意見の職場内共有 (H22.9~継続中)
- 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」を制定 (H22.6.3) H23.6, H24.6, H25.6, H26.6に行事実施。H27.6に発電所で社長訓話, 「誓いの言葉」唱和等を実施するとともに, 全社に対し社長メッセージを発信。
- コンプライアンス強調月間行事として, 点検不備問題に関する風化防止ビデオの視聴など

2. コンプライアンス推進施策の主な実施内容

○内部統制基本方針の改定（4月）

平成27年5月1日施行の会社法改正に伴い、当社の内部統制基本方針を改定し、企業集団の内部統制に関する事項および監査を支える体制等の整備に関する事項を反映した。また、改定内容を全社員へ周知するとともに、内部統制基本方針に則った継続的な取り組みをお願いした。

○階層別コンプライアンス研修の実施

・新入社員研修（4月）

「土用ダム問題」、「島根原子力発電所点検不備問題」を知らない世代への研修となるため、風化防止ビデオ等を活用しながら、当社がコンプライアンスを最優先するに至った経緯を十分に理解させるとともに、当社におけるコンプライアンスの定義やコンプライアンス経営推進宣言の「3つの行動」について、事例演習を交えながら解説した。

○個人情報保護研修の実施（4月～平成28年3月）

各職場における負担軽減等を考慮し、効率的に研修を行うため、従来の研修資料および話し合いによる研修から、今年度は全社員が年1回eラーニングを受講することに変更した。また、グループ会社にもeラーニング教材を情報提供した。

○マイナンバー導入への対応（4月～5月）

マイナンバー制度の導入にあたり、番号法およびガイドラインに従って、関わりの深い部署間で、情報を共有しながら対応しており、コンプライアンス担当では、全社方針となる規程類を策定中。

○コンプライアンス ガイドラインの社内周知（4月～6月）

コンプライアンス ガイドラインについて、社会情勢の変化や法令等の動向を踏まえた年1回の定期見直しを行い、全社員へ周知した。

主な見直しとしては、取引先等からのカタログギフトの受け取り禁止、消せるボールペンの利用禁止について新たに追加。

また、コンプライアンス・リスク管理責任者会議において、グループ企業へ情報提供を行う予定。

○所属長業務点検の実施（5月～7月）

自職場にある問題点や弱点を把握し、不適切な状況が深刻化することのないよう速やかに改善・見直しを図ることを目的として、全社の所属長が、全社共通項目（24項目）および事業本部等の独自項目をチェックリストとして点検を実施中。

○グループ会社の管理・指導面を強化

・内部統制基本方針の見直し（3月～4月）

グループ各社のコンプライアンス・リスク管理責任者を集め、当社の内部統制基本方針の改定内容を説明するとともに、グループ各社の内部統制基本方針および社内ルールの見直しなど追加整備の検討・実施を依頼した。（グループ各社は内部統制基本方針の改定を4月末までに取締役会で決議済 全26社）

また、企業集団の内部統制を充実する観点から、企業倫理相談窓口の運営への協力に関する覚書を再締結した。

・グループ各社の個別事案の水平展開（3月～5月）

グループ各社の未然防止に向けた取り組みへの反映および危機対応力向上を図っていく観点から、中国電力グループで発生した個別事案（内部通報を含む）の水平展開を年6回計画しており、3月に5件、5月に4件、水平展開した。